

市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定 についてのパブリックコメント結果

平成24年11月
江別市総務部財務室財政課

1 パブリックコメント結果

・募集期間：平成24年10月1日～10月31日

・提出意見

(1)提出者数： 1人

(2)意見数： 1件

2 ご意見の内容と市の考え方

ご意見の内容	市の考え方
<p>・地方自治法施行令の改正に伴い当然必要な条例改正であり、速やかに改正すべきであったものが遅延しているのではないか。条例の施行期日から考えると新たに対象になる法人の平成24年度の調査・報告ができないのではないか。</p> <p>・地方自治法施行令の4分の1以上の基準は、法令上の最低基準として示されているものであり、地方公共団体は出資比率又は債務負担比率10%以上を対象とする様ないわゆる上乘せ基準が、可能であるので、対象を拡大し、市の出資等の法人の実態をさらに市民に明らかにする条例の改正にすべきである。</p>	<p>・この条例制定は、平成23年12月26日に公布・施行された地方自治法施行令の改正を受けて、江別市における市長の調査等の対象法人の範囲を拡大するために新規制定するものです。条例案は、平成24年第4回市議会定例会へ提案し、可決後、公布の日から施行する予定です。そのため、対象となる法人の平成24年度の経営状況の把握は可能であり、決算の報告も平成25年第2回市議会定例会で予定しております。</p> <p>・今回の地方自治法施行令の改正では、出資比率が4分の1以上2分の1未満の法人で条例で定めるものについて調査等の対象とすることができることとされました。地方自治法上の関与としては、監査委員による監査の対象法人は、市の出資比率が4分の1以上であり、また、市の「外郭団体の経営評価等に関する指針」でも、市の出資比率が4分の1以上を対象団体としているほか、道内他市の状況も勘案して、基準を設定したものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>